



空き家バンク ご利用の手引き

山梨市地域資源開発課
令和7年9月

目次

山梨市空き家バンクについて…2P

空き家バンクの流れ…3P

空き家所有者の方…4P～12P

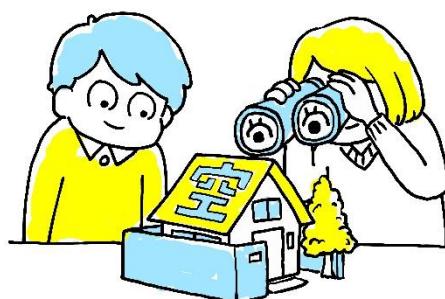
利用希望者の方…13P～22P

山梨市空き家バンクについて

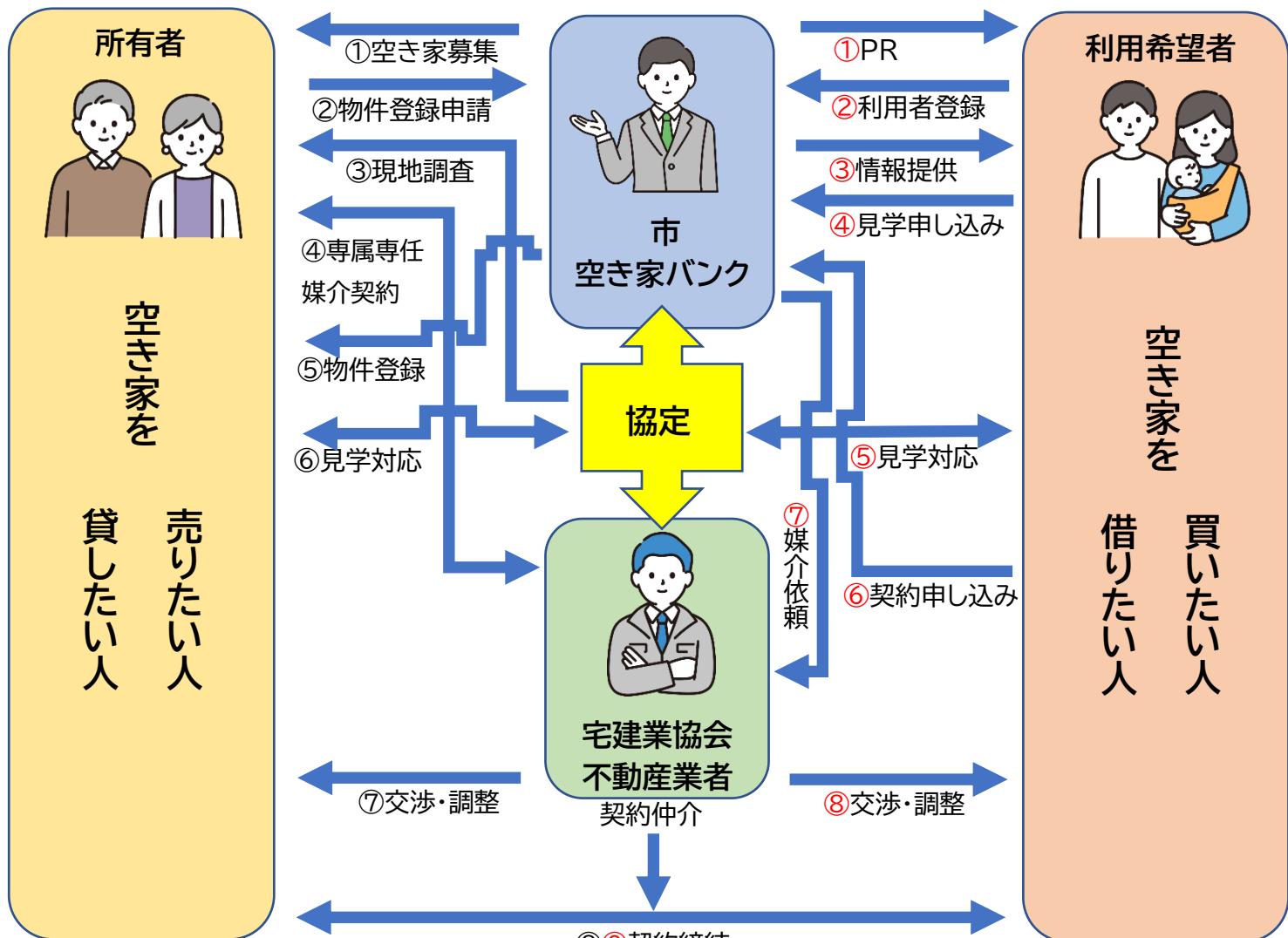
空き家バンクとは…

空き家を売りたい・貸したい所有者と、空き家を買いたい・借りたい利用希望者をつなぐ制度です。所有者から登録された空き家の情報をホームページ等で公開し、利用希望者へ提供します。市内にある空き家を有効活用することで、地域の活性化や移住定住の促進を目的としています。

登録された物件について所有者と希望者の間で合意された場合、市と協定を結んでいる山梨県宅地建物取引業協会に加盟している宅建業者の仲介により、売買・賃貸借契約を行います。



空き家バンクの流れ



※山梨市は、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、賃借・売買に関する交渉・契約等に関しての仲介業務は、市と協定を締結している(公社)山梨県宅地建物取引業協会に所属している不動産業者が行います。なお、契約締結時には宅地建物取引業法により定められた仲介手数料が発生します。

※市は、交渉・契約等で発生するトラブル等には一切関与いたしません。

4ページへ

13ページへ

空き家所有者の方

①空き家募集

山梨市では、空き家バンクに登録する空き家を常時募集しています。
なお、登録できる物件は以下のとおりです。

○山梨市内に存在する建物及びその敷地(建物の跡地も含む)で、居住を目的として建築されており、現に居住していないもの(居住しなくなる予定のものを含む)
購入者が就農希望者に限られますが、隣接する農地等を合わせて登録することも可能です。(契約の際に農業委員会の許可が必要となります。)

※登録できない物件

- ・賃貸、分譲等を目的として建築された物件
- ・未登記で、契約締結時までに表題登記、保存登記をすることができない物件
- ・相続登記されていない等、申請者が所有者ではない物件
- ・抵当権、地役権、質権等の権利が設定されている物件
- ・隣地との境界に問題がある物件
- ・家財等の処分ができない物件(残置物がある場合、原則、引渡までに所有者において全て処分していただきます。)
- ・建築基準法に違反している、著しく老朽化が進んでいる等、構造上の問題がある物件(建物を解体し更地にする条件で土地の登録をすることは可能です。)
- ・すでに不動産業者等に媒介を依頼している物件
- ・その他、市や不動産業者が、登録できないと判断した物件

②物件登録申請

「空き家バンク」登録申込書(様式第1号)、「空き家バンク」登録カード(様式第2号)、チェックシートに記入し、提出してください。(建築時の図面等の書類がある場合は合わせて写しの提出をお願いします。)
市で内容を確認し、土地・建物の全部事項証明書、公図(不動産登記法第14条地図)、固定資産税の課税台帳等の調査を行います。

様式第1号 空き家バンク登録申込書

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

山梨市長 様

「空き家バンク」登録申込書

住 所

氏 名

このことについて、山梨市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申し込みます。

- 1 契約交渉に関わる全てについて、(公社)山梨県宅地建物取引業協会へ仲介を依頼し、併せて(公社)山梨県宅地建物取引業協会へ情報の提供を承諾いたします。
- 2 登録内容は、別紙「空き家バンク」登録カード(様式第2号)記載のとおりです。

【留意事項】

- 1 山梨市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行なう物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介業務は、市と業務協定を締結している(公社)山梨県宅地建物取引業協会が行います。なお、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
- 2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第67号)の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。
- 3 本事業を利用する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及びそれに準ずる者でない者とします。
- 4 市は、交渉・契約等で発生するトラブル等には一切関与いたしません。

留意事項について必ずご確認ください。

様式第2号 「空き家バンク」登録カード

○の項目について、わかる範囲で記入してください。							
様式第2号 (第4条関係)							
山梨市空き家情報登録制度「空き家バンク」登録カード							
登録No.	分類		土地・建物	□賃貸	□売却		
物件住所地	山梨市		家屋状態の目安	☆☆☆☆☆			
価格	□賃貸	円/月	□敷金	ヶ月	□礼金	ヶ月	
	□売却	円					
	元	住 所					
所有者 管理者	氏名			TEL			
	携帯			FAX			
	eメール	@					
その他 連絡先	元	住 所					
	連絡先名			TEL			
物件の概要	面 積		構 造	建築年	築 年		
	土地	m ²		□木造	補修の要否	補修の費用負担	
	建 物	1階	m ²	□軽量鉄骨造	□補修は不要	□所有者負担	
			坪	□鉄筋コンクリート	□多少の補修必要	□入居者負担	
		2階	m ²	□その他	□大幅な補修必要	□その他	
			坪		□現在補修中		
	間取り	1階	□居間()畳	□台所	□風呂	□トイレ	□その他()
			□洋室()畳	()畳	□和室()畳	()畳	()畳
		2階	□洋室()畳	()畳	□和室()畳	()畳	()畳
			□その他()				
利用状況	□放置()年	設備状況	電 気	□引き込み済み	□その他()		
	□別荘		ガス	□プロパンガス	□その他()		
□その他	風呂		□ガス	□灯油	□電気	□その他()	
	水道		□上水道	□簡易水道	□その他()		
	下水道		□下水道	□浄化槽	□その他()		
	トイレ		□水洗	□汲取り /	□和	□洋	
	車 庫		□有	□無	物 置	□有	□無
	庭		□有	□無	その他		
	【間 取】 (別紙可)			【地 図】 (別紙可)			
主要施設等への距離	□駅		km				
	□バス停	km					
	□市役所	km					
	□病院	km					
	□消防署	km					
	□警察署	km					
	□保育園	km					
	□小学校	km					
	□中学校	km					
	□公営温泉	km					
□公園	km						
□スーパー	km						
□ホーリセンター	km						
□コンビニ	km						
事 特 項 記							
受付日	令和 年 月 日		現地確認日	令和 年 月 日			
登録日	令和 年 月 日		有効期日	令和 年 月 日			
登録抹消日	令和 年 月 日		□契約成立	□登録取消	□その他()		

※抵当権、相続登記及びその他説明事項等がある場合は、特記事項へ記載してください。

なお、記載漏れにより瑕疵担保責任等が生じた場合、市は一切の責任を負いかねます。

各項目の説明

分類 土地・建物両方または土地のみ(家屋を解体する)の当てはまる方に○をしてください。
賃貸・売却の当てはまる方に✓してください。(両方で登録することも可能です。)

物件所在地 固定資産税の課税台帳等を参考に正確に記入してください。
土地が複数筆に渡る場合、全ての地番を記入してください。

家屋の状態の目安 ★★★★★→修繕は不要
★★★★☆→若干の修繕が必要
★★★☆☆→ある程度の修理が必要(老朽箇所多少有)
★★☆☆☆→大幅な改修が必要
★☆☆☆☆→改修が困難(建物再築検討等)
を参考に自己評価を記入してください。

価格 賃貸・売却における希望額を記入してください。(妥当な金額がわからない場合は、調査時に不動産業者に相談することも可能です。)

所有者・管理者 取引の権限のある登記上の所有者の名前で申請してください。
現所有者と登記上の所有者が違う場合は申請できません。(登記名義の方から委任状をいただければ申請可能です。※様式任意)

その他連絡先 所有者が遠方にお住まい等で、調査、内見等の際対応いただける方が別にいる場合は記入してください。

物件の概要 物件の概要を項目ごとに記入してください。
面積は固定資産税の課税台帳等を参考に記入してください。
土地が複数筆に渡る場合には合計した面積を記入してください。
建物について附属家等がある場合には母屋について記入してください。
費用負担については、賃貸の場合、原則所有者負担となります。

利用状況 現在の状況について記入してください。

設備状況 物件における設備の状況を項目ごと✓してください。

間取 建物の間取りを記入してください。(枠が狭いので別紙で構いません。)

特記事項 物件におけるその他の説明事項や要望事項を記入してください。マイナス面も隠さずに記入してください。(例 相続登記手続き中 過去に雨漏りあり 月に一度訪問し清掃している 民泊としての使用は NG 離れ・作業小屋あり 隣接の農地もセットで登録希望 等)

チェックシート(所有者等用)

山梨市空き家バンク制度利用チェックシート(所有者等用)

以下の1~13のことについて確認・承知した上で、「『空き家バンク』登録申込書(様式第1号)」を提出します。

申請者 _____

番号	項目	チェック
市からの確認事項	1 空き家は居住を目的として建てられた建物ですか。 ※併用住宅の場合は登録可能ですが、賃貸及び売買を目的として建てられた建物や店舗は登録対象外です。	はい・いいえ
	2 申請者は、空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する方ですか。 ※申請者が上記以外の方の場合には委任状(任意書式)が必要となります。	はい・いいえ
	3 空き家及び敷地内は適正に管理されていますか。 ※建物内に残置物が残されている場合は、売主・貸主負担で撤去していただく必要があります。なお、残置物が残されたままの物件登録は原則できません。	はい・いいえ
	4 他の業者等に空き家の媒介を依頼していませんか。 ※他の業者等と専任媒介契約または専属専任媒介契約を締結している場合には、空き家バンクでの物件登録は行えません。	はい・いいえ
市からの説明事項	5 交渉・契約等に関しての仲介業務は、市と業務協定を締結している(公社)山梨県宅地建物取引業協会(以下「宅建業者」)が行うことになります。なお、仲介に係る報酬として宅地建物取引業法で定められた媒介手数料が発生します。	<input type="checkbox"/>
	6 空き家バンクへ登録するにあたり、市及び宅建業者が建物の調査を行います。調査は建物内部の調査も行いますので、申請者による立会いをお願いします。※物件登録後の見学案内についても立会いが必要となります。	<input type="checkbox"/>
	7 調査の結果、建物の状態・権利関係によっては登録できない場合があります。	<input type="checkbox"/>
	8 空き家バンクへ登録されると、建物の概要・写真・間取り等の情報を市ホームページ及び窓口等で公開することになります。	<input type="checkbox"/>
	9 空き家バンクへ登録した個人情報は、必要に応じて宅建業者及び利用希望者等に提供されます。この情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。	<input type="checkbox"/>
	10 空き家バンクへ登録されると、利用希望者等の情報が提供されます。この情報は、ご自身が利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使用することのないようにお願いします。	<input type="checkbox"/>
	11 空き家バンクへ登録後、未契約のまま2年が経過しますと、自動的に登録抹消となります。再度登録を希望される場合には、改めて登録申込みが必要となります。	<input type="checkbox"/>
	12 市は、交渉・契約等で発生するトラブル等には一切関与いたしません。	<input type="checkbox"/>
	13 農地付き空き家の登録については、農業委員会への事前相談が必要となります。 ※該当する場合のみチェックしてください。	<input type="checkbox"/>

登録にあたつての確認事項です。内容を確認し、はいかいいえに○をしてください。(いいえがある場合、申請できません。)

登録に対してご留意いただく事項です。内容をご確認の上、了承いただける場合は✓してください。(ご了承いただけない場合、申請できません。)

●申請が受理されると、市と協定を結んでいる「公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会」に所属しており山梨市の協力会の会員となっている不動産業者の中で、担当となる業者が選任されます。協定に基づき、選任された業者が物件調査から見学の対応、契約に係る調整・交渉、契約締結の仲介まで担当します。

③現地調査

市職員・担当不動産業者により物件の現地調査を行います。所有者の立会いが必要となりますので、ご協力をお願いします。

現地にてヒアリングをさせていただきつつ、物件の状況や間取り等を確認し、空き家バンクへの登録の可否を判断します。

その際、不動産業者に価格について相談することも可能です。

④専属専任媒介契約

原則、担当不動産業者と「専属専任媒介契約」を結んでいただきます。

専属専任媒介契約とは、契約した1社のみに売却活動を依頼することができ、取引の際には必ずこの業者の仲介が必要となる契約です。(他社への依頼不可、個人間での直接交渉不可)そのため、すでに他の不動産業者へ媒介を依頼している物件は登録できません。

これは、空き家の特性上、登録に必要な物件の調査や契約交渉などにあたり専門的な対応や労力が必要となり、また、空き家バンクの制度の趣旨から個人間による契約交渉などのトラブルの発生を防ぐためのものです。

ご理解をお願いします。

⑤物件登録

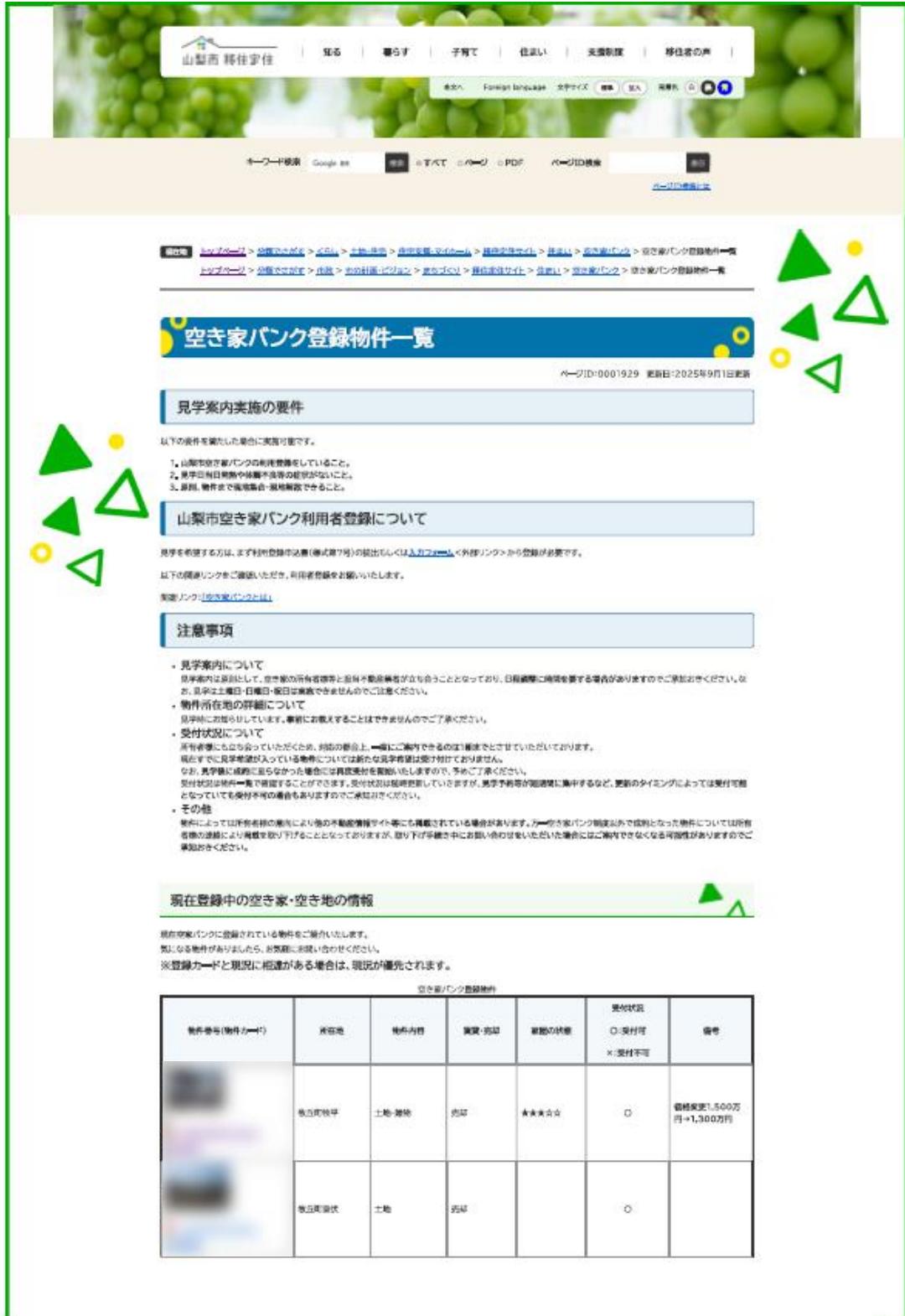
調査完了後、市及び不動産業者にて公開用の登録カードを再作成し、間取り・写真・大まかな地図等とともに山梨市のホームページ上及び地域資源開発課窓口にて情報を公開いたします。

申請時に記入いただいた情報を基に登録を行いますが、現地調査により修正がある場合、内容を修正して掲載いたします。(登録時に公開用の登録カードをお送りいたしますのでご確認ください。)

所有者の個人情報は公開いたしませんが、建物の外観・室内の写真及び大まかな位置は公開いたします。詳細な地番等は内見の申し込みをした方のみにお伝えいたしますが、公開されている情報のみでもどの建物か特定できる可能性がございますのでご了承ください。

●登録の有効期間は2年間となります。(契約に至らず期間満了となった場合は抹消となります)が、申請により再登録も可能です。

ホームページ画面 <https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/site/iju/1929.html>



ホームページ画面 <https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/site/iju/1929.html>

物件番号(物件コード)	所在地	物件内目	面積・部屋	面積の状態	契約状況	価格
1	東山町松原	土地-建物	100坪	★★★★☆	○	価格変更: 1,500万円→1,300万円
2	東山町御代	土地	10坪		○	

⑥見学対応

公開された情報を見て興味を持った方が見学を希望された場合、日程を調整し市職員・不動産業者立会いの下、物件の見学を行います。見学は平日の日中となります。原則、所有者の方にも立ち会っていただきますので調整をお願いします。(物件に関する説明や希望者からの質問に対して対応していただく場合があります。) なお、一度に受け付ける件数は1件ずつとしております。見学の希望があった場合、その時点で他の方からの見学希望の受付を中止いたします。その方が契約に至らなかった場合は再度受付を再開する方式となっております。

これは、一度に見学の希望が集中すると平日に何度も足を運んでいただくことになり所有者の方への負担が大きいこと、また、複数人の予定を調整するため見学希望の申請から見学を実施するまでに時間を要することがあり、必ずしも申請した順番での見学実施になるとは限らないため、公平を期すためのものです。ご理解いただきますようお願いいたします。

●遠方にお住まいやお仕事等の理由から、毎回の見学対応が難しい場合、担当の不動産業者によっては鍵をお預かりし見学対応をお任せできる場合があります。全ての業者が対応できるわけではありませんので、申請の際にその旨をお伝えください。(鍵のお預けには市は関与いたしませんので、現地調査の際に担当不動産業者に直接ご相談ください。)

⑦交渉・調整

物件見学後、希望者の方から正式に契約の申し込みがあった場合、担当不動産業者により契約に向けた交渉や細かい条件の調整を行います。市から担当不動産業者に連絡先等の個人情報をお伝えさせていただきますのでご了承ください。担当不動産業者から連絡がありますのでご対応ください。

⑧契約締結

条件がまとまりましたら担当不動産業者の仲介により、希望者の方と不動産売買・賃貸借の契約を結んでいただきます。

その際、不動産業者に対し宅地建物取引業法によって定められた仲介手数料が発生いたします。

※契約は、不動産業者の仲介により当事者間で行われる通常の不動産取引になります。市は、交渉・契約等で発生した一切のトラブルには関与できませんのでご了承ください。

利用希望者の方

①PR

空き家を利用して山梨市へ移住を希望される方や二拠点生活を考えている方等、より多くの方に空き家情報を知っていただくため山梨市ホームページや地域資源開発課窓口で空き家バンク登録物件の価格・間取り・写真・物件概要等の情報を公開しています。(登録されている空き家についてはあくまで個人の財産となりますので、利用者登録をされていない方にはホームページで公開されている以外の情報についてはお伝えできません。詳細については利用者登録を行い、見学の申し込みをされた方にのみお伝えしています。)

また、移住希望者向けのイベント等に出展し、物件情報のほか、暮らしや移住に関する相談も受け付けています。

②利用者登録

空き家バンク登録物件の詳細を知りたい方や物件を見学したい方は、空き家バンクの利用者登録が必要となります。登録にあたっては、「空き家バンク」利用登録申込書(様式7号)、チェックシートの提出、またはホームページの申請フォームから申請をしてください。

なお、登録の要件は以下のとおりです。

- 空き家に定住・もしくは定期的に滞在すること。
- 経済・教育・文化・芸術活動を行うことにより地域の活性化に寄与できること、または山梨市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できること。
- 暴力団等の反社会的勢力に属していないこと

登録の有効期間は2年間となります。2年間経過すると自動的に抹消となります。再度登録を希望される場合は改めて申請が必要となります。

空き家バンクに登録された個人情報は、本事業の目的以外には使用いたしません。

様式第7号 「空き家バンク」利用登録申込書

様式第7号 (第7条関係)

山梨市長 様

年 月 日

「空き家バンク」利用登録申込書

このことについて、山梨市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第7条第2項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申し込みます。

(郵便番号： - - - -)

1 住 所 _____

(フリガナ) ()

2 申 請 者 _____

【個人の場合】 年齢：_____歳

【法人の場合】 代表者名：_____ (担当者名：_____)

3 連 絡 先

電話番号① (自宅又は代表番号) _____ - _____

FAX番号 同上 _____ - _____

電話番号② (携帯電話) _____ - _____

E-mail _____ @ _____

4 利 用 目 的 (暮らし方、物件の希望条件、同居構成 など)

売却物件希望 貸賃物件希望

利用する目的や希望する条件など、
できるだけ詳しく記入してください。

【留意事項】

- 1 山梨市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行なう物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介業務は、市と業務協定を締結している(公社)山梨県宅地建物取引業協会が行います。なお、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
- 2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。
- 3 本事業を利用できる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及びそれに準ずる者でない者とします。
- 4 市は、交渉・契約等で発生するトラブル等には一切関与いたしません。

留意事項について必ずご確認ください。

チェックシート(利用希望者用)

※転売及び賃貸など、申請者が利用しない場合は、登録ができません。

山梨市空き家バンク制度利用チェックシート(利用希望者用)

以下のことを確認・承知した上で、「『空き家バンク』利用登録申込書(様式第7号)」を提出します。

申請者 _____

番号	項目	チェック
市からの確認事項	1 定住若しくは定期的な滞在をする方ですか。	はい・いいえ
	2 経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる方ですか。あるいは本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる方ですか。	はい・いいえ
	3 暴力団等、反社会的勢力に属していません。 また、契約時は契約要綱に従います。	はい・いいえ
市からの説明事項	4 交渉・契約等に関する仲介業務は、市と業務協定を締結している(公社)山梨県宅地建物取引業協会(以下「宅建業者」)が行うことになります。なお、仲介に係る報酬として宅地建物取引業法で定められた媒介手数料が発生します。	<input type="checkbox"/>
	5 空き家バンクへ登録した個人情報等は、必要に応じて宅建業者及び空き家の所有者等に提供されます。この情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。	<input type="checkbox"/>
	6 空き家バンクへ登録されると、空き家の所有者等の情報が提供されます。この情報は、ご自身が利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使用することのないようにお願いします。	<input type="checkbox"/>
	7 空き家バンクへ登録後、未契約のまま2年が経過しますと、自動的に登録抹消となります。再度登録を希望される場合には、改めて登録申込みが必要となります。	<input type="checkbox"/>
	8 市は、交渉・契約等で発生するトラブル等には一切関与いたしません。	<input type="checkbox"/>
	9 農地の購入には、農地としての利用、農地以外の利用(農地転用)に問わらず、農地法の許可が必要となります。空き家に付随する農地等に係る手続きについては、農業委員会への事前相談が必要となります。 ※該当する場合はのみチェックしてください。	<input type="checkbox"/>

登録にあたつての確認事項です。内容を確認し、はいかいいえに○をしてください。(いいえがある場合、申請できません。)

登録に対してご留意いただく事項です。内容をご確認の上、了承いただけた場合は✓してください。(ご了承いただけない場合、申請できません。)



オンライン申請 <https://logoform.jp/f/Xp2Ar>

こちらから読み込んでください

「空き家バンク」利用登録申請

下記のフォームにご入力をお願いします。

【留意事項】

- 1 山梨市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行なう物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介業務は、市と業務協定を締結している(公社)山梨県宅地建物取引業協会が行います。なお、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
- 2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。
- 3 本事業を利用できる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及びそれに準ずる者でない者とします。
- 4 市は、交渉・契約等で発生するトラブル等には一切関与いたしません。

Q1. 申請者は個人・法人どちらになりますか。 必須

- 個人
 法人

個人・法人を選択するとそれぞれ確認事項・説明事項が表示されます

以下のことで、確認・承知した上で、「空き家バンク」利用登録申込を行います。

※転売及び転貸など、申請者が利用しない場合は、登録できません。

Q2. 市からの確認事項 必須

- お住まいは定期的な滞在をします。
 経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与であります。あるいは本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できます。
 暴力団等、反社会的勢力に属していないません。また、契約時に契約要綱に従います。

確認事項・説明事項については内容を確認の上、✓してください。
一つでも同意されない場合、登録できません。

Q3. 市からの説明事項 必須

- 空港、契約等に関しての仲介業務は、市と業務協定を締結している(公社)山梨県宅地建物取引業協会(以下「宅建業者」)が行うことになります。なお、仲介に係る報酬として宅地建物取引業法で定められた仲介手数料が発生します。
 空き家バンクへ登録した個人情報等は、必要に応じて宅建業者及び空き家の所有者等に提供されます。この情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。
 空き家バンクへ登録された空き家の所有者等の情報が提供されます。この情報は、ご自身が利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使用することのないようにお願いします。
 空き家バンクへ登録後、未契約のまま2年が経過しますと、自動的に登録抹消となります。再度登録を希望される場合には、改めて登録申込みが必要となります。
 市は、空港、契約等で発生するトラブル等には一切関与いたしません。

Q4. 以下は該当する場合のみチェックしてください

- 農地の購入には、農地としての利用、農地以外の利用(農地転用)に関わらず、農地法の許可が必要となります。空き家に付随する農地等に係る手続きについては、農業委員会への事前相談が必要となります。

山梨市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱に定める制度の趣旨を理解し、同要綱第7条第2項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申し込みます。

姓名	名
姓 必須	名 必須
0/64	0/64
姓フリガナ 必須	名フリガナ 必須
0/64	0/64
住所	
郵便番号 必須	都道府県 必須
0/8	0/8
市区町村 必須	番地 必須
0/64	0/64
マンション・部屋番号	
0/64	
電話番号	
電話番号 必須	
0/15	
メールアドレス	
メールアドレス	メールアドレス(翻訳)
0/128	0/128
生年月日	
□ 生年月日	
Q8. 希望物件種別 必須	
<input type="checkbox"/> 売却物件希望 <input type="checkbox"/> 賃貸物件希望	
Q9. 山梨市の空き家バンク制度をどこで知りましたか？ 必須	
0/60000	
Q10. 利用目的 必須	
①暮らし方 ②物件の希望条件 ③同居構成 ④その他	
25/60000	
Q11. 山梨市以外にも空き家バンクの利用登録をしていますか？ 必須	
0/60000	

画面に従つ
て各項目を
入力してく
ださい。

ある
 ない

Q12. 山梨市の魅力は何だと思いますか？ 必須

0 / 60000

必要事項を入力
したら確認画面
へ進むをクリック

→ 確認画面へ進む

入力内容を一時保存する

Powered by LoGo フォーム・ © TRUSTBANK Inc. 利用規約 プライバシーポリシー



← 1つ前の画面に戻る

→ 送信

入力内容を確認
後、送信をクリック



「空き家バンク」利用登録申請

送信完了

ご入力ありがとうございました。

いただいた入力内容を確認させていただき、利用登録が完了しましたら、別途通知をお送りします。

＜受付番号: ZK00018320 ＞

入力内容を印刷する

最初の画面に戻る

この画面が表示され
れば申請完了です。

③情報提供

利用登録をされた方には空き家より詳細な情報をお伝えすることができ、見学の申し込みを受け付けます。見学の申し込みをされた方には所在地等の情報もお知らせしています。

④見学申し込み

ホームページを確認していただき、受付状況が〇になっている物件については、見学をすることができます。ご希望の場合は市の担当者へ申し込んでください。日程を調整し、原則所有者・市職員・担当の不動産業者立会いの下、物件の見学を行います。(複数人の予定を調整するため、調整に時間を要することがあります。希望日については複数日程あげていただくと調整がしやすいです。)

※見学は平日の日中となります。

なお、一度に受け付ける件数は1件ずつとしております。見学の希望があった場合、その時点で他の方からの見学希望の受付を中止いたします。その方が契約に至らなかった場合は再度受付を再開する方式となっております。

これは、一度に見学の希望が集中すると平日に何度も足を運んでいただくことになり所有者の方への負担が大きいこと、また、複数人の予定を調整するため見学希望の申請から見学を実施するまでに時間を要することがあり、必ずしも申請した順番での見学実施になるとは限らないため、公平を期すためのものです。ご理解いただきますようお願いいたします。

※現時点で×(受付不可)となっていても、契約に至らなかった場合等、再度受付を開始する場合があります。×となっている物件でも状況をお伝えすることは可能ですのでお問い合わせください。

⑤見学対応

日程調整後、空き家の所在地をお伝えいたします。調整した時間に、現地へお越しください。所有者・担当不動産業者が立会いますので確認したいことを質問してください。

見学後、概ね1週間を目安とし、辞退するのか、契約を希望するのかの方向性の連絡をお願いします。前向きに検討するためにもう一度見学をしたい等の希望があれば可能な限り調整いたします。

⑥契約申し込み

契約を希望する場合は、「空き家バンク」利用申込書(様式11号)、及び誓約書(様式12号)に必要事項をご記入の上提出をお願いします。

様式11号 「空き家バンク」利用申込書

様式第11号（第11条関係）

令和 年 月 日

山 梨 市 長 様

申請者

「空き家バンク」利用申込書

山梨市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱第11条の規定により、次のとおり申し込みます。

希望物件番号 _____ 番

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 - - - -

ファックス番号 _____ - _____ - _____

E - m a i l @

利用目的

② 乐名 () 繢柄 () 年齡 () 茲

(注) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「登録者」「登録者の媒介を行う業者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式12号 誓約書

様式第12号(第11条関係)

誓 約 書

山梨市長 様

私は、山梨市空き家情報登録制度「空き家バンク」(以下「空き家バンク」という。)の利用申込に当たり、山梨市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱(以下「要綱」という。)に定める制度の趣旨等を理解したうえで、申込みを行います。

また、申込書記載事項に偽りはなく、要綱第10条に規定する要件等を遵守することを誓約します。

なお、「空き家バンク」への申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家を利用することとなったときは、山梨市の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となることをここに誓約いたします。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ ㊞

⑦媒介依頼

「空き家バンク」利用申込書及び誓約書の提出をもって、市から担当不動産業者へ正式に契約に向けた媒介依頼を行います。

⑧交渉・調整

担当不動産業者により契約に向けた交渉や細かい条件の調整を行います。市から担当不動産業者に連絡先等の個人情報を伝えさせていただきますのでご了承ください。

担当不動産業者から連絡がありますのでご対応ください。

⑨契約締結

条件がまとまりましたら担当不動産業者の仲介により、所有者の方と不動産売買・賃貸借の契約を結んでいただきます。

その際、不動産業者に対し宅地建物取引業法によって定められた仲介手数料が発生いたします。

※契約は、不動産業者の仲介により当事者間で行われる通常の不動産取引になります。市は、交渉・契約等で発生した一切のトラブルには関与できませんのでご了承ください。